

第3 予防規程制定・変更認可の申請

法第 14 条の 2 関係	・予防規程
政令第 37 条関係	・予防規程を定めなければならない製造所等の指定
規則第 61 条関係	・予防規程を定めなければならない製造所等から除かれるもの
規則第 60 条の 2 関係	・予防規程に定めなければならない事項
規則第 62 条関係	・予防規程の認可の申請
市危則第 7 条関係	・予防規程の認可

1 予防規程を定めなければならない製造所等

(1) 予防規程を定めなければならない製造所等は、次のとおりである。

対象となる製造所等	貯蔵又は取扱う危険物の数量等
製 造 所	指定数量の倍数が 10 倍以上
屋 内 貯 蔵 所	指定数量の倍数が 150 倍以上
屋 外 タンク 貯 蔵 所	指定数量の倍数が 200 倍以上
屋 内 タンク 貯 蔵 所	—
地 下 タンク 貯 蔵 所	—
簡 易 タンク 貯 蔵 所	—
移 動 タンク 貯 蔵 所	—
屋 外 貯 蔵 所	指定数量の倍数が 100 倍以上
給 油 取 扱 所	全て ^{※1}
販 売 取 扱 所	—
移 送 取 扱 所	全て
一 般 取 扱 所	指定数量の倍数が 10 倍以上 ^{※2}

※1 自家用給油取扱所のうち屋内給油取扱所以外のものは除く。

※2 指定数量の倍数が30倍以下で、かつ、引火点が40度以上の第4類の危険物のみを容器に詰め替えるものは除く。

(2) (1)に該当する製造所であっても次に掲げる施設にあっては、予防規程の作成を要しないものである。

ア 鉱山保安法第19条第1項の規定による保安規程を定めている製造所等

イ 火薬類取締法第28条第1項の規定による危害予防規程を定めている製造所等

(3) 予防規程は、別記2「予防規程（危険物事業所）」又は別記3「予防規程（給油取扱所）」を参考にして作成すること。ただし、予防規程を定めなければならない製造所等の存する事業所の社内規程が、当該準則等の要件を満たしている場合は、その形式にかかわらず認可することができるものであること。◆

(4) 認可基準(S40.11.2 自消丙予発第178号)

次の各号の一に該当するときは、認可を与えないものとする。

ア 基本的事項が明確でないとき

イ 予防規程に政令第4章の規定に違反するものがあるとき

ウ その他火災の予防上不適当と認められる事項があるとき

(5) 予防規程の制定認可申請について

ア 予防規程制定認可申請については、予防規程制定変更認可申請書（規則様式第26号）により

行う。

イ 申請時期については、危険物施設新規設置の場合、完成検査申請の受付後、完成検査前までとする。◆

2 事業所内に予防規程の作成が義務づけられている製造所等が複数ある場合、一の予防規程として作成すること。(S40.11.2 自消丙予発第178号通知)

3 予防規程作成上の留意事項 (H13.8.23 消防危第98号通知)

予防規程の作成にあたっては、施設の実態に即して保安確保策を具体化しながら、これを明確に規定するよう作業を進めることが重要であるが、規則第60条の2に規定されているもののうち、次の事項について「予防規程に盛り込むべき主な事項」及び「予防規程作成時に考慮すべき事項」は以下の内容が考えられる。

(1) 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。

ア 予防規程に盛り込むべき主な事項

- (ア) 保安業務の内容と役割分担（具体的に）
- (イ) 保安業務の各役割の担当者
- (ウ) 保安業務の各役割の代行者
- (エ) 交替時の引継方法及び引継事項

イ 予防規程作成時に考慮すべき事項

危険物施設の保安業務には、危険物の貯蔵及び取扱作業の立会いを行い従業員に必要な指示を与えること、施設の点検等の維持管理をすること等がある。また、火災をはじめとする災害が発生した場合には、従業員を指揮して応急措置を講じることも必要である。危険物施設の所有者、保安監督者等の保安業務を管理する者自らが保安業務を全て行うことは不可能であり、また、保安業務を効率のよいものとするためには役割を適切に分担し、業務を組織的に行う必要がある。

保安業務の内容についてはできるだけ具体的に定め、これを施設の実態（施設の形態、従業員数、従業員の能力等）に応じて役割分担することとなるが、担当者及びその代行者の決定においては、役割に対する責任についても考慮する必要がある。特に代行者に関しては、基本的に、担当者の行う保安業務に必要な権限と同等又はそれ以上の権限を有する者とする必要がある。なかでも、危険物保安監督者については、法第13条の規定により一定の資格を有することとされていることから、危険物保安監督者の業務を代行する者は、原則的に、危険物保安監督者相応の能力及び権限を有する等、業務に必要な一定の要件を満たしている必要がある。

(2) 自衛の消防組織に関すること。

ア 予防規程に盛り込むべき主な事項

- (ア) 自衛の消防組織の活動内容
- (イ) 自衛の消防組織の構成員と役割分担（活動体制等）
- (ウ) 自衛の消防組織の構成員の代行者

イ 予防規程作成時に考慮すべき事項

政令第38条の2により一定規模以上の危険物施設を有する事業所について設けることとされている自衛消防組織のほか、自主的に組織される災害時の即応体制について定める必要がある。

(3) 危険物の保安に係る作業に従事する者に対する保安教育に関すること。

ア 予防規程に盛り込むべき主な事項

- (ア) 保安教育の対象者の区分
- (イ) 保安教育の内容、教育方法、訓練方法
- (ウ) 保安教育の時期

イ 予防規程作成時に考慮すべき事項

危険物施設の事故は、人的要因によるものが多く発生しており、これを防ぐために従業員は保安に必要な知識及び技能を身につけておく必要がある。これには、テキストを活用したり、訓練を実施するといった保安教育を行うことが有効である。

保安教育は、危険物施設の全従業員を対象とする必要である。なお、必要に応じて当該施設の補修、整備等を行うため当該施設に出入りする関係会社の従業員等も対象に含めることが望ましい。

保安教育の計画作成においては、対象者の知識や経験を念頭に置き、従業員の保安意識の維持向上のため、対象者に応じた内容及び実施時期等を考慮することが必要である。特に、実施時期については、保安に対する関心の低下や作業慣れによる気の緩みを防ぐため、作業内容に応じた適切な時期とすることが望ましい。

(4) 危険物の保安のための巡視、点検及び検査に関すること。

- ア 予防規程に盛り込むべき主な事項
 - (ア) 巡視、点検及び検査の時期、内容及び方法
 - (イ) 巡視、点検及び検査の実施者（必要な資格を明記）
 - (ウ) 巡視、点検及び検査の結果確認に関する体制（確認責任者、確認方法）
 - (エ) 巡視、点検及び検査により不備事項等を発見した場合の応急措置及び報告

イ 予防規程作成時に考慮すべき事項

法第12条により、危険物施設の位置、構造及び設備は、政令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならないことが義務付けられており、また、法第14条の3の2により一定規模以上の製造所等については、定期的に点検を実施することが定められている。

これに基づき、危険物施設及び設備ごとに運転状況、危険物の取扱状況等に関して、巡視、点検及び検査の内容及び方法を、チェックリストを作成するなどにより明確にする必要がある。なお、危険物施設の保安確保上必要がある場合には、危政令の規定に関するもの以外にも施設の実態に応じて、巡視、点検及び検査についての基準を明確にしておくことが望ましい。

また、巡視、点検及び検査の実施者を指定する場合、資格が必要なものについては、実施者が当該資格を有していることを確認する必要がある。

(5) 危険物施設の運転又は操作に関すること。

- ア 予防規程に盛り込むべき主な事項
 - (ア) 安全かつ適正に運転するための基準
 - (イ) 火気の使用を伴う運転又は操作がある場合は、火気の取扱基準
 - (ウ) 緊急時における運転の停止、保安装置等の作動及び運転再開時の点検・操作基準
 - (エ) 運転員等の交替時の引継方法及び引継事項

イ 予防規程作成時に考慮すべき事項

危険物施設の運転又は操作に関しては、通常の運転時の保安確保に関する事項のみならず、緊急時の措置についても定めておく必要がある。

なお、後記(6)危険物の取扱作業の基準に関する事項にも該当する事項がある場合は、(6)の内容を本項目に含めることも可能である。

(6) 危険物の取扱作業の基準に関すること。

ア 予防規程に盛り込むべき主な事項

(ア) 政令第24条から第27条までに規定されている遵守事項に対応した基準

(イ) 危険物の種類、取扱形態に応じた作業基準((ア)に該当するもの以外)

イ 予防規程作成時に考慮すべき事項

危険物取扱作業時における貯蔵及び取扱基準について、政令に定められている事項等に加え、危険物の種類、取扱形態に応じた作業基準を具体的にわかりやすく規定する必要がある。

なお、前記(5)危険物施設の運転又は操作に関する事項にも該当する事項がある場合は、前記(5)の内容を本項目に含めることも可能である。

(7) 補修等の方法に関すること。

ア 予防規程に盛り込むべき主な事項

(ア) 補修工事の関係者連絡体制(工事計画作成段階、工事中、工事終了後)

(イ) 補修工事に関する保安の措置及び安全確認体制

(ウ) 補修工事終了後の安全確認方法

イ 予防規程作成時に考慮すべき事項

危険物施設の事故は、補修工事中にも発生していることから、工事計画作成時点から工事後の安全確認が終了するまで、関係する部所間で連絡を取り合い、工事の部位、方法、期間等の周知徹底を図る仕組みを確立することが必要である。また、工事計画作成段階においては、補修に先だって講じる措置、補修中の養生方法、補修完了後の措置及び緊急時の対応方法等について明確にするとともに、これらの措置の確認方法及び確認体制に関する事項を定めておくことが必要である。

(8) 災害その他の非常の場合に取るべき措置に関する事項。

ア 予防規程に盛り込むべき主な事項

(ア) 緊急時の通報連絡体制及び手段(火災時、漏えい時、地震時等)

(イ) 避難に関する事項。

(ウ) 応急措置方法(火災、漏えい、地震等に対する措置、資機材に関する事項。)

イ 予防規程作成時に考慮すべき事項

法第16条の3において、危険物施設の所有者等は、当該施設で危険物の流出、他の事故が発生したときは、直ちに、引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じなければならず、また、このような事態を発見した者は、直ちに、その旨を消防署等に通報しなければならないとされていることから、消防署等への通報連絡体制と手段を定めるとともに、応急措置に関する事項を定め、これに使用する資機材を準備する必要がある。

なお、応急措置の方法については、類似施設の事故例等を参考にして予測される事故に関する対応方法をできるだけ具体的にわかりやすく定めておくことが必要である。

(9) 危険物の保安に関する記録に関する事項。

ア 予防規程に盛り込むべき主な事項

(ア) 保安に関する記録の様式(項目、日時、実施者、確認者(責任体制を明確に))

(イ) 保安に関する記録の保存方法

イ 予防規程作成時に考慮すべき事項

保安に関する記録としては、次の(ア)～(オ)等がある。

- (ア) 点検・検査の記録
- (イ) 設備の故障、補修等に関する記録
- (ウ) 作業手順の変更に伴う保安設備に関する変更の記録
- (エ) 異常時の応急措置に関する記録
- (オ) 事故に関する記録

これらの記録については、単に保存するだけでなく、内容を分析し、その結果をより高度な安全対策に活かしていくといった活用方法もあるため、索引をつけるなど、分析等に活用しやすいフォーマット、保存方法とすることが必要である。

- (10) 危険物施設において工事を行う際の安全管理の基本的な体制・取組みに関すること。(H17. 1. 14 消防危第 14 号通知)

ア 予防規程に盛り込むべき主な事項

- (ア) 責任者の要件、事業所全体の調整を含め工事計画を承認する仕組み
- (イ) 工事開始前及び開始後に行うべき安全対策の基本的事項
- (ウ) 協力業者を含めた保安情報の共有等

- (11) 地震が発生した場合及び地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関すること。

ア 予防規程に盛り込むべき主な事項

- (ア) 地震発生後、危険物施設等に対して行うべき事項 (H17. 1. 14 消防危第 14 号通知)

- a 優先順位を考慮した施設の点検
- b 運転停止等の措置
- c 異常発生の危険性を想定した事前措置
 - (a) 必要な従業員の緊急参集
 - (b) 必要な資機材等の調達等

- (イ) 地方公共団体等が作成する津波浸水想定区域図等において、津波による浸水が想定された地域に所在する製造所等については、次の事項を盛り込むこと。(H24. 8. 21 消防危第 197 号通知)

- a 従業員等への連絡方法

設備の破損、停電、浸水等により通常使用している通信機器等が使用できない場合も考慮したうえ、津波警報が発令されたことや津波が発生するおそれのある状況であることを、津波襲来の切迫性も含めて従業員等へ伝達する方法を定めること。

- b 従業員等の安全確保等に係る対応

地盤の液状化、構造物の破損、収容人員等を考慮した従業員等の避難経路、避難場所、避難方法等を定めること。

- c 施設の緊急停止の方法、手順等

- (a) 設備の破損、停電、浸水が発生した場合の対応
- (b) 津波襲来までの時間に応じた対応
- (c) 施設の緊急停止に伴い危険物を取り扱う装置等での異常反応や圧力上昇等により火災流出等の事故が発生する事がないよう、施設における危険物の貯蔵・取扱いの工程(プロセス)に応じた対応
- (d) 緊急停止に係る設備機能が作動しない又は操作できない場合の対応

- d 施設の緊急停止等の実施体制

- (a) 緊急停止等に対応できる時間が限られていることを考慮した、短時間で効果的に行うための判断基準、権限及び従業員の役割
 - (b) 夜間や休日など、従業員等の少ない時間帯における実施体制
 - e 従業員への教育及び訓練
 - a から d までについての従業員への教育及び定期的な訓練について定めること。
 - f 入構者に対する周知
 - 従業員以外の入構者に対する避難に係る事項の周知について定めること。
 - (イ) 屋外タンク貯蔵所に係る津波対策
 - 東日本大震災による屋外タンク貯蔵所の被害事例を分析した結果、タンク底板から 3m以上の津波浸水を受けた屋外貯蔵タンクの付属配管の多くが破損したことが明らかとなったことから、予防規程には(イ)の内容に加え、以下の項目を盛り込むこと。
 - a 特定屋外タンク貯蔵所
 - 津波により特定屋外貯蔵タンクの付属配管が破損した場合は、タンク内に貯蔵された危険物が配管の破損箇所から流出するおそれが高いことから、タンク底板から 3m以上の津波浸水が想定された特定屋外貯蔵タンクにあっては、配管を通じた当該タンクからの危険物の流出を防止する措置について予防規程に定める必要がある。当該措置については、以下のいずれかによることが適当である。
 - (a) 津波が到達する時間及び従業員等の避難を考慮した上で、休日・夜間を問わずに従業員がタンク元弁を手動で閉止できる体制を構築すること。この場合においては、従業員等への連絡方法、弁の閉止作業に伴う他の施設への影響及び弁の閉止に要する時間等について具体的な検討が必要である。
 - (b) 配管とタンクとの結合部分の直近に予備動力源が確保された遠隔操作によって閉鎖する機能を有する弁（緊急遮断弁等）を設置すること。この場合においては、従業員等への連絡方法、弁の閉止作業に伴う他の施設への影響及び弁の閉止に要する時間等について具体的な検討が必要であるとともに、地震時における予備動力源の信頼性について十分な検討が必要である。
 - なお、配管とタンクとの結合部分の直近にタンク内の危険物が配管に逆流することを防止する弁（逆止弁）が設けられている場合や、屋外貯蔵タンクの屋根上から危険物の受入れ及び払出しを行う等配管が最高液面高さよりも上部に設けられている場合のように、津波により配管が破損した場合においても、タンクに貯蔵された危険物が当該破損箇所から流出するおそれがない場合については、(a)及び(b)の対策は不要である。また、津波浸水の想定がタンク底板から 3m未満となる特定屋外貯蔵タンクにあっては、津波により配管が破損するおそれが高いことから、危険物の流出を最小限にとどめることは必要であるものの、原則として上記(a)及び(b)の対策までは要しないものである。
 - b 特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所
 - 容量が千キロリットル未満の屋外貯蔵タンクにあっては、津波によりタンク本体が移動等の被害を受けるおそれが高いことから、所有者等は、津波被害シミュレーションの結果を踏まえ、可能な限り危険物の流出を最小限にとどめるための具体的な対策について検証を行い、予防規程に定めること。
- 4 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の予防規程について (H10.3.13 消防危第 25 号通知)
 顧客に対する監視その他保安のための措置に関する事項には、次のことが含まれること。

- (1) 監視等を行う危険物取扱者及びその指揮下で監視等を行う従業者（以下この項において「危険物取扱者等」という。）の体制
 - (2) 監視等を行う危険物取扱者等に対する教育及び訓練
 - (3) 監視等を行う危険物取扱者等の氏名の表示
 - (4) 顧客用固定給油設備の1回の給油量及び給油時間の上限並びに顧客用固定注油設備の1回の注油量及び注油時間の上限の設定
 - (5) 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の日常点検
- 5 ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所の予防規程について（H11.6.2 消防危第53号通知）
予防規程が必要となるナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所においては、次の事項を明確にすること。
- (1) ナトリウム・硫黄電池の監視、制御等を行う場所
 - (2) ナトリウム・硫黄電池の監視、制御等を行う体制
 - (3) ナトリウム・硫黄電池施設における火災等の緊急時における連絡体制及び対応体制
- 6 単独荷卸しを行う給油取扱所等の予防規程について（H17.10.26 消防危第245号通知）
- (1) 予防規程に規定する内容

単独荷卸しが行われる給油取扱所等（給油取扱所、製造所・一般取扱所で地下タンクを有するもの、地下タンク貯蔵所）の予防規程は、次の項目が網羅されるように策定される必要があること。

 - ア 単独荷卸しが行われる給油取扱所等の危険物保安監督者及び従業員に対する教育に関すること。
 - イ 給油取扱所等に設置する単独荷卸しに係る安全対策設備の維持管理に関すること。
 - ウ 単独荷卸しの実施に関すること。
 - エ 単独荷卸しにおいて、事故等の異常事態が発生した場合の対応に関すること。
 - オ 単独荷卸しの仕組み（給油取扱所等に設置する安全対策設備、運送業者及び石油供給者が実施すべき事項）に関すること。
 - カ 単独荷卸し時における給油取扱所等の危険物保安監督者、従業員の体制に関すること。
 - (2) 給油取扱所等の予防規程に添付する書類

給油取扱所等の予防規程に添付する書類は、次のとおりであること。

 - ア 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者の構築した単独荷卸しの仕組みを記載した書類
 - イ 当該給油取扱所等において、単独荷卸しを実施する運送業者名
 - ウ 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者が、単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを実施することを当該給油取扱所等に対して確約した書類（契約書等）
- 7 給油タンク車を用いる船舶給油取扱所及び航空機給油取扱所は、給油タンク車を用いて給油することを予防規程に明記すること。（H18.4.25 消防危第106号通知）
- 8 危険物から水素を製造するための改質装置の暖機運転時の遠隔監視に係る予防規程について（H24.5.23 消防危第140号通知）
危険物から水素を製造するための改質装置（以下「改質装置」という。）について次の事項を予防規程に明記すること。
- (1) 改質装置の監視、制御を行う場所
 - (2) 改質装置の監視、制御を行う体制

- (3) 改質装置における火災等の緊急時における連絡体制（消防機関への通報を含む）及び対応体制
- (4) 改質装置における火災等の緊急時における連絡及び対応についての訓練

9 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器の使用に係る予防規程について
(R2.3.27 消防危第87号通知)

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器の使用について次の事項及びそれを踏まえた運営体制について、予防規程又はその関連文書に明記すること。

- (1) 可搬式の制御機器は、「給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について」(H30.8.20 消防危第154号)の1に掲げる規格等に適合するものとし、肩掛け紐付きカバー やアームバンド等の落下防止措置を講ずること。
- (2) 火災等の災害発生時においては、一斉停止や緊急通報等の応急対応以外での可搬式の制御機器の使用は中止し、安全が確保されるまでの間は使用しないこと。
- (3) 火災発生時に初期消火を迅速に実施できるよう、固定給油設備等の近傍や事務所出口等の適切な場所に消火器を配置すること。
- (4) 火災等の災害発時における応急対応を含め、可搬式の制御機器による給油許可を行う上で必要な教育・訓練を実施すること。

10 荷卸し中の固定給油設備等の使用に関する事項について (R6.2.29 消防危第40号通知)

専用タンクへの荷卸し作業中に固定給油設備等を使用する場合、規則第60条の2第1項第8号の4の「専用タンクへの危険物の注入作業が行われているときに給油又は容器への詰替えが行われる場合の当該危険物の取扱作業の立会及び監視その他保安のための措置」としては、次の業務を同時に行つた場合に、いずれの業務もおろそかにならないように具体的な対応方法等に関する措置を定めること。

- (1) 専用タンクへの荷卸し作業の立会い（単独荷卸しが可能な給油取扱所を除く。）
- (2) 給油又は詰替え等の危険物取扱い作業
- (3) 危険物取扱者以外の従業員又は顧客（顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に限る。）が行う(2)の作業に対する立会い又は監視

11 給油取扱所に併設される物販店舗等のみの営業に係る予防規程について (H13.11.21 消防危第127号)

給油取扱所における危険物の取り扱いの技術上の基準として、「給油の業務が行われていないときは、係員以外の者を出入りさせないため必要な措置を講ずること。」と規定（政令第27条第6項第1号ワ）されているが、係員以外の者を出入りさせないための措置は、給油空地等の危険物を取り扱う部分に講ずれば足りるものであると解し、物販店舗等のみの営業を行う給油取扱所については、次の事項について予防規程に定めておくものとする。

- (1) 危険物保安監督者と物販店舗等との連絡体制の確立等により、危険物保安監督者が規則第48条第2号に規定する責務を行いうる体制の整備に関すること。
- (2) 係員以外の者を給油空地等の危険物を取り扱う部分へ出入りさせない措置及び危険物保安監督者との緊急時の連絡体制に関すること。
- (3) 物販店舗等から給油空地等の危険物を取り扱う部分を見渡すことができるか、又は係員による適時適切な監視に関すること。

12 給油取扱所において屋外での物品の販売等の業務を行う場合の予防規程について (R2.3.27 消防危第87号)

給油取扱所において屋外での物品の販売等の業務を行う場合に係る予防規程は、次の項目が網羅さ

れるように策定される必要があること。

(1) 出火・延焼防止上の留意事項

ア 物品販売等の業務において、火災の発生や延焼拡大の危険性を増大させないよう、裸火等の火気を使用しないことや、可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所では防爆構造の機器等の使用を徹底すること。

イ 防火塀の周辺において物品を展示等する場合は、防火塀の高さ以上に物品等を積み重ねないようする等、延焼拡大の危険性を増大させないようにすること。

ウ 消火器や消火設備の使用の妨げとなる場所に物品を展示等しないこと。

(2) 危険物の取扱い作業上の留意事項

車両への給油、容器への詰替えや地下タンクへの荷卸し等、危険物の取扱い作業を行う際に必要な空間が確保されるよう、物品の配置や移動等の管理を適切に実施するための運用方法を計画し、必要な体制を構築すること。

(3) 火災時の避難に関する留意事項

火災時における顧客の避難について、あらかじめ避難経路や避難誘導体制等に係る計画を策定すること。

(4) 物品販売及び人・車両の動線に関する留意事項

物品販売等を行う場所は、人や車両の通行に支障が生じない場所とすること。なお、この場合において、必要に応じて、人・車両の動線をわかりやすく地盤面上に表示することや、ロープ等で明確にすることも検討すること。

また、注入口、通気管及び固定注油設備の付近の場合は、規則第40条の3の4に係る規定（駐停車禁止場所である注入口から3メートル以内、通気管の先端から水平距離1.5m以内の部分）に定める距離を確保する必要があること。

13 製造所等に設ける休憩室等の設置に係る予防規程について (H14.2.26 消防危第30号)

製造所等における危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する基準として、「製造所等には、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。」と規定（政令第24条第1項第3号）され、また、「製造所等においては、みだりに火気を使用しないこと。」と規定（政令第24条第1項第2号）されていることから、製造所等の内部に休憩室又は事務所等（以下「休憩室等」という。）を設置する場合における留意事項として、次の事項について予防規程に定めておくものとする。

(1) 休憩室等内への係員以外の者の出入り制限について、休憩室等を使用する者の数を必要最小限とする等の措置を講じるなど、管理者の十分な監督の実施に関するここと。

(2) 休憩室等内に滞在する者の火災等の災害その他の非常の場合に取るべき消火、通報及び避難等の措置を実施する体制に関するここと。

14 電気自動車用急速充電設備を設置する給油取扱所の予防規程について (H24.3.16 消防危第77号)

給油取扱所における流出事故発生時には、電気自動車用急速充電設備（以下「急速充電設備」という。）の電源を速やかに遮断する必要があることから、次のことについて明記すること。

(1) 急速充電設備の使用状況を常時適切に監視する体制の構築に関するここと。

(2) 急速充電設備に係る従業員への教育及び緊急遮断装置の操作方法等に関するここと。

15 危険物施設の点検や災害時の現場確認等にドローンを活用する場合に係る予防規程 (H31.3.29 消防危第51号・消防特第49号通知)

ドローンによる危険物施設の点検や災害時の現場確認等は、予防規程に定めることとされている「危険物の保安のための巡視、点検及び検査」や「災害その他の非常の場合に取るべき措置」等に該当

するものであることから、危険物施設の所有者等において作成された飛行計画書については、予防規程の関連文書として位置付けることとして運用されたいこと。また、予防規程の作成義務のない場合においても、ドローンの飛行に伴う危害防止の観点から、安全管理に関する社内規定やマニュアル等に飛行計画を位置付けるとともに、消防機関に情報提供することが望ましいこと。

16 委託契約等による危険物取扱者が派遣されている給油取扱所に係る予防規程

給油取扱所における防火、防災業務を委託等により、他の会社から派遣される危険物取扱者が行う場合、防災活動・教育訓練及び監視業務等が一体的な指揮命令系統のもとに行える体制を確保し、次の事項を明確にすること。

(1) 受託者に関する事項

- ア 受託者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地）
- イ 受託者の行う防火・防災業務の範囲及びその実施方法

(2) 予防規程の変更等に関する事項

- ア 受託契約の締結・解約及び契約会社を変更する場合（以下「締結等」という。）は、締結等を行った後速やかに予防規程の変更認可を受けること。
- イ 前(1)の締結等が行われる場合は、危険物保安監督者又は代行者等の指示・指揮命令の下に適切な取扱業務が行える体制になっているかを予防規程に添付される委託契約内容から確認し、より実効性のある保安体制が確保されるよう指導すること。

17 ドライコンテナによる危険物の貯蔵等に係る予防規程 (R4. 12. 13 消防危第283号)

予防規程を定める必要がある場合は、次の事項について明記すること。

- (1) ドライコンテナの目的外使用はしないこと。
- (2) ドライコンテナの施錠状況
- (3) ドライコンテナの高さ制限
- (4) 危険物の品名、危険物等級、化学名、数量及び危険物に応じた注意事項の表示
- (5) ドライコンテナを複数置く場合の相互間間隔

18 予防規程に個人名が含まれる場合、その後の配置換え等により個人名の変更が生じても予防規程の変更の許可は要しない。 (H13. 8. 23 消防危第98号通知)